

那賀5町

第11号

平成17年3月発行

合併協議会だより



1月28日
『合併協定書』に調印

合併協定書への調印を終え、特別立会人の木村知事と握手を交わす5町長（粉河ふるさとセンターで）

2月1日 5町議会で合併関連議案を可決
 2月4日 合併申請書を県知事に提出

目次

- 合併協定書の調印 2P~3P
- 可決された合併関連議案 4P
- 合併申請書の提出 4P
- 第11回合併協議会審議状況 5P
- 新市の名付け親大賞の表彰 6P
- 主な負担とサービス 6P~8P
- 合併協議会開催のお知らせ 8P



新たなまちづくりに向けて

『合併協定書』に調印

1月28日、粉河ふるさとセンターにおいて、打田町・粉河町・那賀町・桃山町・貴志川町の合併協定書調印式が挙行されました。

はじめに那賀5町の町長によるあいさつがあり、次に5町の合併に関する取り組み経過が合併協議会幹事会の千田幹事長（桃山町助役）から報告され、5町の町長並びに特別立会人である木村和歌山県知事による合併協定書への調印が行われました。

続いて、立会人の合併協議会委員31人の署名が行われました。

その後、那賀5町の合併による新生「紀の川市」の誕生に向けて5人の町長と木村県知事で固い握手が交わされました。

調印後、特別立会人の木村県知事、立会人の原那賀町議会議長の両氏からお祝いのことばをいただき、来賓を代表して小川県議会議長から祝辞を賜りました。



根来 打田町長



服部 粉河町長



中村 貴志川町長



山下 桃山町長



東 那賀町長



5町の町長による調印



取り組みの経過報告をする千田幹事長（桃山町助役）

合併協定書調印式の様子

立会人の署名



特別立会人の木村県知事による署名

合併協定調印式



祝辞を述べる小川和歌山県議会議長



合併協定書



立会人として祝辞を述べる原那賀町議会議長



2月1日

合併関連議案を可決

5町議会が

2月1日、5町の臨時議会が一斉に開催され合併に関する次の議案を上程し、すべて可決されました。

那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町の廃置分合について

平成17年11月7日から那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町を廃し、その区域をもって紀の川市を設置することを和歌山県知事に申請すること。

那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町の財産は、すべて紀の川市に帰属させること。

那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

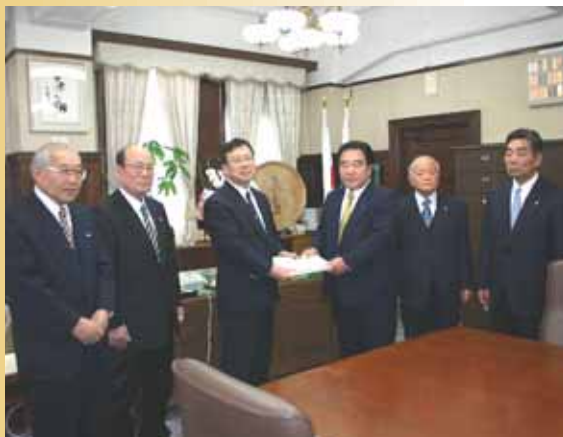
紀の川市議会の議員の定数は、26人とする。ただし、紀の川市の設置後最初に行われる選挙に限り、30人とする。

那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期等に関する協議について

紀の川市に一つの農業委員会を置き、那賀郡打田町、同郡粉河町、同郡那賀町、同郡桃山町及び同郡貴志川町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項の規定を適用し、30人とし、打田町農業委員会から7人、粉河町農業委員会から8人、那賀町農業委員会から5人、桃山町農業委員会から5人、貴志川町農業委員会から5人をそれぞれ互選の上、合併の日から1年間、引き続き紀の川市の農業委員会の選挙による委員として在任すること。

2月4日

県知事に合併申請書を提出



5町の臨時議会において、合併関連議案がすべて可決されたことを受けて、合併協定書、合併に関する議会の議決書や人口・産業構造・財政状況等を記載した5町の状況など廃置分合の申請に必要な書類を添え、2月4日、和歌山県庁において那賀5町の町長、議長、地元選出の県議会議員同席のもと、代表して服部粉河町長（合併協議会会長）から木村県知事に合併（廃置分合）申請書が提出されました。



第11回

合併協議会の審議状況

2月4日、那賀町総合センターで第11回那賀5町合併協議会を開催しました。

協議事項

次の議案が提出され、原案とおり決定しました。

議案第15号

那賀5町合併準備室設置要綱について
合併準備室の設置に関し必要な事項を定めています。

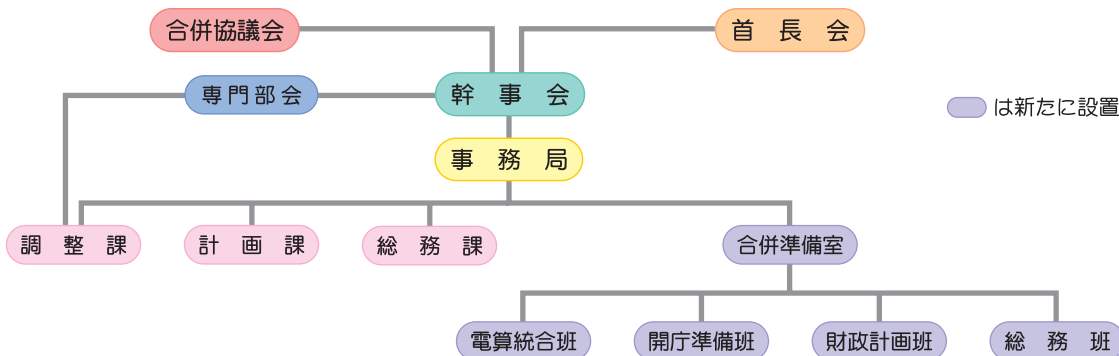
平成17年11月7日の合併にむけて4
班体制（総務班・財政計画班・開庁準備班・電算統合班）で合併準備を進めます。



○各班の分掌事務は次のとおりです。

電算統合班	開庁準備班	財政計画班	総務班
1. 基幹系電算システムの統合に関すること	9. その他紀の川市の開庁に 関し必要な事項 8. 広報発行・ガイドブック等 の発行 7. 紀の川市記念式典 6. 防災行政無線の統一 5. 各種案内標識の調整 4. 移転準備 3. 庁舎の改修 2. 紀の川市の市章の制定	5. その他財政計画の整備及び 予算の調製に関し必要な事項 4. 合併特例事業の財源措置 3. 旧町の継続事業の取りまとめ 2. 平成17年度の本予算の調製 1. 平成17年度の暫定予算の調製	1. 組織及び機構 2. 人員配置計画案の作成 3. 特別職の報酬等の額の調整 4. 一部事務組合の規約変更及び再編整理 5. 新市首長選挙、議員選挙の準備 6. 選挙管理委員の選任 7. 指定金融機関の指定 8. 特別職の事務引継 9. 臨時の教育委員の選任 10. その他組織及び機構等の整備に関し必要な事項

合併準備事務推進体制組織図



那賀5町合併準備室の設置要綱が決定されたことにより合併協議会の今後の準備事務推進体制は次のとおりになります。

議案第16号

平成16年度那賀5町合併協議会補正予算（第2号）について

合併期日まで引き続き事務事業の調整を行うこととなるため、新市例規整備業務の繰越明許費の設定と不用見込額による減額補正、新たに庁舎総合プロジェクトマネージメント業務の計上を行い、歳入を変更することなく、合併協議会予算の範囲内で歳出の内訳を変更する補正予算を審議し決定しました。





新市の名付け親

金子さんを表彰



1月28日、合併協定の調印式に先立ち、平成16年9月30日に開催された第7回合併協議会において新市名「紀の川市」の名付け親大賞に選ばれた打田町の金子愛子（かねこあいこ）さんに表彰状と懸賞が授与されました。



（会長から表彰状を授与される金子さん）

〔シリーズ〕

主な負担とサービス

（その3）

上水道料金

- ◎ 水道料金（上水道・簡易水道）については、合併後も当分の間現行のとおりとし、新市において料金の統一を検討します。
- ◎ これまでの各町の経過や住民負担への配慮を踏まえ、合併による事業の効率化を図りつつ水道水の安定供給と水道事業の健全な運営に努めます。

上水道料金（一般家庭用）

1か月あたり	基本料金 (10㎡まで)	超過料金 (1㎡につき)	メーター使用料	20㎡使用した場合の料金
打田町	1,420円	189円	105円	3,410円
粉河町	1,800円	255円	155円	4,505円
那賀町	1,690円	195円	105円	3,745円
桃山町	2,000円	170円	110円	3,810円
貴志川町	1,365円	126円	－円	2,620円



下水道料金

- ◎ 流域関連公共下水道については、新市においても引き続き整備を進めます。
- ◎ 貴志川町特定環境保全公共下水道と西山地区農業集落排水処理施設は、現行のとおり新市に引き継がれます。使用料金も現行のとおりです。

農林業関係

- ◎ 農林産業まつりについては、これまでの各町の経過や実情を踏まえ、新市において実施方法や内容等について検討して実施します。
- ◎ 町単独の補助事業（農業経営管理合理化推進事業、水田・果樹対策事業、有害獣被害防止対策事業など）については、新市において統一した運用が図れるよう事業の調整を行います。
- ◎ 農林土木事業については、合併時に継続している事業は現行のとおりとします。合併後新たに行う事業については、新市において受益者負担の一元化を図ります。

商工・観光関係

- ◎ 観光イベント（夏まつりなど）や伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおり実施します。以降については、新市において実施方法や内容等について検討していきます。
- ◎ 各町の商工会については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合に向けて検討が進められるよう働きかけていきます。
- ◎ 各町の観光協会については、合併時に統合するよう調整に努め、運営方法については新市において調整します。

消防団

- ◎ 旧町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継がれます。
- ◎ 新市における消防団の体制は、旧5町での編成がそのまま引き継がれますが、複数の消防団の一体的な運用を図るため連合消防団を組織します。
- ◎ 消防団が保有する装備、資機材についても現行のとおり新市に引き継がれます。

新市連合消防団

各団長の中から連合消防団長 1 名を選出（一体的な消防団運営の確立）

団長

団長

団長

団長

団長

打田消防団

粉河消防団

那賀消防団

桃山消防団

貴志川消防団



窓 口 業 務

- ◎ 窓口業務
窓口業務については、新市の体制を考えあわせて、住民サービスが低下しないよう努めます。
- ◎ 支所窓口
各支所において戸籍等証明関係のほか、様々な住民サービスの手続き、申請、登録、閲覧等が行えるようにします。
- ◎ 休日の対応
休日の対応については、本庁と支所に日直の職員を配置します。
- ◎ 日曜予約役場
貴志川町で実施されている日曜予約役場については、新市でも行います。

※日曜予約役場とは

内 容	平日に役場へ来庁するのが困難な方の為に、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間内に本人による電話申込みの受付を行い、翌週の日曜日に証明書を発行する業務のことを言います。証明書の交付は、午前9時から午後5時の間です。
発行する証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・印鑑証明書 <li style="width: 25%;">・住民票 <li style="width: 25%;">・課税証明書 <li style="width: 25%;">・非課税証明書 <li style="width: 25%;">・所得証明書 <li style="width: 25%;">・納税証明書 <li style="width: 25%;">・資産評価証明書 <li style="width: 25%;">・公課証明書

使用料及び手数料等

- ◎ 使用料
使用料については、原則として現行のとおりとします。ただし、同一または類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めます。
- ◎ 手数料
手数料（各種証明、申請等）については、合併時に統一します。

※主な手数料

項 目	手 数 料
戸籍謄本（抄本）	1通 450円
除籍謄本（抄本）	1通 750円
<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 25%;">・印鑑証明書 <li style="width: 25%;">・住民票 <li style="width: 25%;">・課税証明書 <li style="width: 25%;">・非課税証明書 <li style="width: 25%;">・所得証明書 <li style="width: 25%;">・納税証明書 <li style="width: 25%;">・資産評価証明書 <li style="width: 25%;">・公課証明書 	1通 200円

お知らせ

前月号に掲載しました主な負担とサービスの中の「健康づくり」の結核健康診断について、対象者の年齢が16歳からとなっていました。平成17年4月に結核予防法が改正されますので“結核予防法に基づき実施します”に変更します。但し、新市における取り組みについては現在検討中です。

合併協議会開催のお知らせ

第12回 合併協議会

- 日時** 平成17年3月30日(水) 午後1時30分から
- 場所** 桃山町保健福祉センター2階 ピーチホール